

計画に基づく取組の実施状況について

4つの視点	取組内容
1 職員の子育てや介護の状況及び障害特性に応じた勤務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会議等の場を通じた管理監督者を始めとする職員への意識啓発 ◆ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備の推進 (職員から妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等の実施促進) ◆ 働きやすい勤務環境の整備 (会計年度任用職員の出生サポート休暇の有給化、出産支援休暇及び育児参加休暇の新設)(令和5年4月1日) (高齢者部分休業制度の導入に伴う規定整備)
2 男性職員の家庭生活への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員に対する管理監督者や人事担当課からの取得促進働きかけ ◆ 職員に対する休暇制度等の説明の充実 (令和5年11月20日実施誰もが活躍できる働き方研修にて) ◆ 育児休業等の子育て支援制度を取得した職員の紹介 (令和6年1月発行葛飾区職員採用案内にて)
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 夏季休暇取得促進の周知 (令和5年6月1日) ◆ ハラスメント防止普及啓発資料の周知 (令和5年7月11日) ◆ 誰もが活躍できる働き方研修 (令和5年11月20日実施) ◆ PDCAサイクルによる業務改善への取組 ◆ 在宅勤務型テレワーク及び時差勤務の推進 ◆ ノー残業デーの周知 (毎月15日) ◆ 超過勤務命令の上限の周知
4 女性職員及び障害者の職業生活における活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰もが活躍できる働き方研修 (令和5年11月20日実施) ◆ ロールモデルとなる女性職員の紹介、意見交換会の実施 ◆ オフィスサポーターの庁内業務の拡大、障害のある職員を採用した後の相談窓口案内